



Title	朝鮮後期王室女性のハングル使用
Author(s)	イ, スンヒ; 橋本, 繁
Citation	東アジア諸地域における王室儀礼比較史のための国際的研究基盤の構築 王室儀礼関連翻訳論文／調査報告. 2025, p. 151-168
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100676
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

朝鮮後期王室女性のハングル使用

イスンヒ

キーワード：ハングル、王室女性、諺教、行状、ハングルの手紙、回顧録

1. 序論

15世紀にハングルが創製されて以後、ハングルを使った文字生活は、階層的にも地域的にも継続して拡大する様相を見せた。特に朝鮮後期には、朝鮮前期に比べて格段にハングル文献の数も多くなり種類も多様になったのは周知の事実である。もちろん、士大夫男性の文字生活、そして公的な領域での文字生活は、依然として漢字が中心であったという事実は、朝鮮後期においても変わらなかった。しかし、士大夫男性も場合によっては士大夫女性との疎通のためにハングルで手紙を書くなどハングルを用いた文字生活をせざるを得なかつた。また、士大夫女性をはじめそれまでの漢字中心の文字生活から疎外されていた階層が、たとえ非公式的、私的な領域であるとはいえ、ハングルを通して積極的な文字生活が可能になったという点は、大きな社会的変化であるといえよう。

ハングル創製直後から朝鮮後期まで一貫してハングルを使用した文字生活を積極的に営んだ階層は、「士大夫女性」そのなかでも王室女性であった。訓民正音の創製が王の主導でなされ、15世紀に王室を中心にハングルによる文献の刊行事業がなされただけに、ハングルの使用は王室から始まって拡大する様相を見せた。したがって、王室の女性は早くからハングルを習得し、ハングルを通した文字生活を営んだものと推定される。これは、15世紀に世祖妃の貞熹王后が世祖に諺文書（訳者注：「諺文」はハングルの別名）を送ったという実録の記事や、成宗の母である昭惠王后が『内訓』を直接編纂、諺解（訳者注：漢文をハングルで解釈すること）したことなどを通して確認できる事実である¹。しかし、こうした実録の記事や『内訓』を除くと、15・16世紀における王室女性のハングル使用を具体的にみせてくれる史料は見出しがたい。それに比べて、17世紀以後の朝鮮後期に王室女性がハングルを用いて文字生活を営んだ具体的な様相を確認できる資料は比較的多く残っている。

本稿は、朝鮮後期における王室女性によるハングルの使用状況、そのなかでもハングルを使用した文章に焦点をあて、現在伝わっている多様な資料を整理してその内容と特徴を検討したい。まず、17世紀から19世紀までの王室女性が書いたハングル資料を時代別、類型別、筆者別に整理した後、文章の類型によって王室という特殊な環境で登場した文章（諺文教旨、行状（訳者注：歴史編纂や伝記などのために故人の言行を叙述したもの）、一般士大夫家門でも普遍的に登場する文章（ハングルの手紙）、新たに

¹ 王妃や妃嬪、公主のような王室女性だけでなく、宮中で働く宮女がハングルを習得することもあった。こうした事実は、朝鮮王朝実録の記録などを通じてもわかる。15世紀半ばにおける訓民正音の創製以後、さほど経たない時期に、宮中の宮女が諺文で恋愛の手紙を書いて渡したとか、ほかの宮女に諺文の手紙を依頼したなどの実録の記事が何度もみられる。このような実録記事の具体的な例は、イギョンハ（2003）、ペクドウヒヨン（2004）などで整理されている。

登場した類型の文章（回顧録）に分けてそれぞれの内容と特徴を検討する。王室女性によるハングルの使用は、一般の士大夫女性と共に通する点もあるが、「王室」という環境によってほかの階層では見出しがたい特殊な側面もみられる。朝鮮後期王室女性のハングル使用状況を検討することで、この時期の「ハングル使用の拡大」という一般的な現象の一断面を具体化できると期待される。

2. 朝鮮後期王室女性の文字生活関連資料

朝鮮後期王室女性の文字生活と関連する資料としては、王妃が書いたハングルの手紙などのような一次資料と、朝鮮王朝実録に収録された記事のような二次資料が存在する。朝鮮前期における王室女性の文字生活と関連しては、一次資料がほとんど伝わっておらず主に実録の記事などによって検討するほかないが、朝鮮後期では相当数の多様な一次資料が伝わっている。17世紀から19世紀まで王妃や嬪、公主（訳者注：王妃の生んだ娘）が直接ハングルで書いた資料を時代別、種類別、筆者別に整理すると次の通りである。

17世紀

A. 仁穆王后の述懐文2篇（1619、1621年）

B. 手紙

仁穆王後の手紙（静嬪と甥に送ったもの各1通）

仁祖繼妃・莊烈王後の手紙（淑明公主と淑徽公主に送ったもの）²

孝宗妃・仁宣王後の手紙（淑明公主と淑徽公主に送ったもの）

顯宗妃・明聖王後の手紙（淑明公主と淑徽公主に送ったもの、宋時烈に送ったもの1通）

肅宗妃・仁顯王後の手紙（淑徽公主に送ったもの）

C. その他：仁穆王後の諺文教書記事が実録に収録

仁穆王后が永昌大君の行状を、明聖王后が獻宗の行状を諺文で書き記したという実録の記事

仁穆王後の娘である貞明公主が、降嫁した後に見舞いなどをハングルで書いたという記録³

² 孝宗の娘である淑明公主と淑徽公主に王室の家族が書いた手紙は、「淑明宸翰帖」と「淑徽宸翰帖」に収録されている。ここには莊烈王后、仁宣王后、明聖王后、仁顯王后だけでなく、父である孝宗や弟である顯宗の手紙も含まれている。

³ チョンビヨンソル（1999:166-168）で紹介された南九萬の『薬泉集』第27巻「貞明公主筆蹟跋」には、「(嫁いでからは) 文翰は婦人のするものではないと考えて、ご機嫌伺いや挨拶などはすべてハングルを用いた（以爲文翰非婦人事赫蹠通問皆用諺字）」という一節があり、貞明公主がハングルで手紙を書いたという事実が分かる。

18世紀⁴

- A. 肅宗の繼妃・仁元王后が書いた「선군유소(先君遺事)」「선비유소(先妣遺事)」⁵
- A'. 仁元王后が書いた「륙아뉴장」「노모소」「노옹조탄직금도」
- B. 手紙：惠慶宮洪氏が和順翁主と蔡濟恭に送った手紙
- C. その他：英祖繼妃・貞純王后的諺文教書記事が実録に収録

19世紀

- A. 惠慶宮洪氏の「한중만록」（18世紀末～19世紀初め）
- B. 手紙：
 - 純祖妃・純元王後の手紙（実家の兄弟や甥たちに送ったもの、沈承沢に送ったもの 1通）
 - 明溫公主が孝明世子に送った手紙 1通
 - 神貞王后、明憲王后、哲仁王后が貞敬夫人金氏（尹用求夫人）に送った手紙各 1通
 - 明成皇后の手紙（実家の家族に送ったもの）
 - 純明孝王后（純明皇后）が金商憲に送った手紙 10通
- C. 漢詩：明溫公主の手紙にハングルで音訳された漢詩が伝わる
- D. その他：貞純王后的諺文教書と順元王后的諺文教書の記事が実録に収録⁶
 - 神貞王后が諺文で書いた憲宗の行録が漢文に翻訳され、実録に収録

上の資料のうち、大妃が下した諺文教書と行状を「その他」に分類した理由は、ハングルで作成した原文が伝わっておらず、実録の記事にそのおおよその内容のみ載せられていたり漢文翻訳本しか伝わっていないためである。ハングル原文を確認できないとはいえ、重要なのは朝鮮社会で公式的な文字の地位を漢字に譲らなければならなかつたハングルが、大妃の垂簾聽政（訳者注：幼い王に代わって王の母や祖母が政治を行うこと）あるいはそれに似た環境で「教書」のような政治的に重要な文書を作成するのに使用したという事実自体である。したがって、本稿ではこれら資料もハングル原文が伝

⁴ 18世紀のハングル資料のうち、王室女性のための教訓書としてしられる『녀범（女範）』がある。この本の第1巻に「此四冊諺書即莊獻世子私親宣禧宮暎嬪李氏手蹟也」と記されており、普通、編纂者は思悼世子の母である暎嬪李氏とされている。しかし、カンヒョンギョン（1991）は、明の馮宗賢が萬曆31年（1603）に編した『女範編』と構成や内容を比較した結果、『녀범』は『女範編』を翻訳したものであることを明らかにした。したがって、『녀범』が暎嬪李氏の「手蹟」であるという記録は、『女範編』の翻訳者であるという意味であるか、あるいは単純に筆写したものという意味になろう。前者の意味であるとすると、『녀범』も18世紀王室女性のハングル資料に含めなければならぬが、確実ではないのでここでは除外した。

⁵ 仁元王後の「선군유소」、「선비유소」、「륙아뉴장」などは、チョンハヨン（2006）で紹介されている。

⁶ 『近朝内簡選』（1948）では、純元王后が清北御使・沈承沢に送った文章を「伝教」と紹介しているが、キムイルグン（1998）は手紙に含めている。本稿では、この文章の形式を考慮して手紙に分類した。

わる資料とともに扱った。

一方、18世紀の資料のうち、仁元王後の親筆であると推定される「륙아뉴장」「노묘스」「노옹즈탄직금도」は、創作したものではなくそれぞれ『詩經』の蓼莪編、『烈女伝』の「母儀伝」、そして作者未詳の漢詩をハングルで訳したものである。これらはすべて漢文の原文は提示していないが、特に漢詩である「륙아뉴장」と「노옹즈탄직금도」は、原文を漢字ではなくハングルで音訳して提示しているという点が特異である。さらに、「노옹즈탄직금도」は、翻訳もなしに漢詩の原文の音訳のみ記されている。

A. 육륙자애러니 비아이회로다

의의부모여 싱아구뢰샀다

륙륙호 애라 흐더니 애 아녀 위로다

의의홉다 부모여 날을 싱흐샤를 구로이 흐샀다 (後略)

B. 월과십오광명쇼 인도중년만스휴

노부연고심니수 평성불견하상두 (後略)

このように漢詩を漢字で表記した原文なしにハングルで音訳して鑑賞することについてイギョンハ（2010）は、漢詩を「吟詠」する伝統的な慣習が土台にあったと説明している⁷。一方、ソジョンミン（2010）は、古典小説に含まれる漢詩を士大夫女性が鑑賞するとともに漢文学的な教養を積むようになったという点を指摘する。朝鮮後期に上層女性がハングルで音訳された漢詩を鑑賞するようになった背景には、このような様々な状況があったものと思われる。

3. 「王室」という特殊性とハングル：諺文教書と行状

1) 諺文教書

朝鮮時代に女性の社会的活動は極めて制限されていたが、王室女性、特に大妃は「垂簾聽政」という独特な制度のために公式に政治に参加しうる機会があった⁸。また、垂簾聽政する場合ではなくても、王妃や大妃は王の健康や嘉礼などのような王室の問題を主管するとともに大臣に意見を述べることがままあった。そして、こうした国政への参与や王室の問題に対する意見表明と指示事項は、主に「諺文教書」の形でなされた。朝廷の大臣に公式に伝達されて効力を発揮する「諺文教書」は、女性の社会的参与が実現する道具であるという点で、また、漢字に押されて公的な文字として認められなかったハングルが唯一公的な効力を発揮した事例という点で非常に特異であるといえる。しかし、こうした諺文教書の原文が伝わっているものはほとんどな

⁷ 朝鮮後期には、漢詩だけでなく経書も原文の音だけをハングルで書いている事例があるが、これも「吟詠」の伝統という特性のためである。これと似た事例として、現在でも仏教信者が漢文で書かれた仏教経典の音だけをハングルで書いているものがある。

⁸ もちろん、王妃や大妃が非公式に王や大臣に影響力を及ぼすことはさらに多かっただろうが、これは厳密には「社会的活動」とはいえない。

く、朝鮮王朝実録の記事に漢文で翻訳された内容が残っているにすぎない。

17世紀から19世紀まで朝鮮王朝実録の記事にみられる王妃や大妃の諺文教書の内容をみると⁹、王の健康問題や王妃選びなどのような王室儀礼に関する内容が多いが、朝廷のことについて意見を明らかにしたり決定を下したものも相当数存在する。特に、宣祖の健康がすぐれない状況で世子（光海君）の摶政を命じた仁穆王后の諺文教書や、景宗の即位後、延礪君（英祖）を王世子に立てるようにした肅宗妃・仁元王后の諺文教書などは、次の王を決定する極めて重大な政治的役割を果たした王室女性の姿と、その媒介としての諺文教書の役割や意味を端的に示している。

諺文教書の数や内容は、主体となる大妃が置かれた政治的な状況や個人的性向によって大きな偏差がみられる。例えば、特に多くの諺文教書を下したのは、宣祖の繼妃である仁穆王后（全21通）と、英祖の繼妃である貞純王后（全43通）である。

仁穆王后は垂簾聽政をしてはいないが、光海君の廃位と仁祖の擁立を承認する決定的な役割を果たしたために、仁祖反正（訳者注：1623年に光海君が廃位されて仁祖が即位した事件）以後、朝廷および王室の問題について諺文教書を下して積極的に意見を表明した。仁穆王后は、宣祖代と光海君代にそれぞれ2件と3件、仁祖代に16件の諺文教書を下している。このなかには王の健康などに関わる内容もあるが、宣祖の病が篤い状況で世子（光海君）の摶政を命じたものや、仁祖反正以後の光海君の罪目を作成して下したもの、反逆に対する意見を明らかにして処罰を命じたものなど政治的に大きな影響力をもった教書も多い。

貞純王后は、思悼世子と反目してその死にも関連があるとされるほど、実家である慶州金氏勢力とともに積極的に政治に関与しようとした状況がみられる。貞純王後の諺文教書は、英祖代に2件、正祖代に19件、垂簾聽政した純祖代に22件である。その内容は、丞相の任命、罪の赦免あるいは処罰など国政に直接関与するものが大部分である。さらに、純祖3年（1803）12月に垂簾聽政を停止した後、純祖4年6月に再び垂簾聽政をするといつて諺文教書を下して政事を処分することについて下教したこともある。

これらとは対照的に、顯宗代と肅宗代に仁祖の繼妃・莊烈王后が下した6件の諺文教書は、いずれも王の健康に関わるものである。顯宗妃の明成王妃の諺文教書も、一部を除いて王の健康、居所、王妃選びに関わるものが多い。また、憲宗代と哲宗代にかけて二度も垂簾聽政した純元王後の諺文教書記事はわずか3件であり、それもいずれも王の健康を慮って、遷陵するさいに隨輿しないよう止めることを願ったり、王妃選びや王の学業に関する内容である。

このような違いは、当時の政治的な状況の特殊性とともに、王后自身の個人的な性向や権力志向とも関連すると思われる。

一方、純元王妃がはどこである金興根に手紙とともに教旨の写本を送ったことが伝わっている。この教旨は、「（대왕대비연년왕） 종고후비지님廷묘명내 유국지대불
행야라…」のように漢文の音をハングルで書いたものであり非常に特異である。もちろん、この伝教は漢文で新たに書いた文章の表記をハングルにしたものではない。こ

⁹ ペクドウヒョン（2004）は、太祖代から哲宗までの朝鮮王朝実録で大妃や王妃が下した諺文教書関連の記録を搜し、その内容と目的を王代別に整理している。

の伝教とともに伝わる手紙に「털령 던교를 경조년의 이리 말을 엿기 벗겨 보니 보시고 달리 곳칠 말이 이셔야 하게시니 잘하여 줄줄…」とあるように、この文章は先に庚子年（憲宗6・1840）12月に垂簾聽政を停止するとともに下した諺文伝教の漢文翻訳本を写したものである。内容を直すために漢文翻訳本の写しをはとこである金興根に送るとともに、これを漢字ではなくハングルで表記して送った理由についてキムワンジン（2004）は、「後妃としての謙徳を表現したもの」と説明している。つまり、漢字・漢文を解しても知らないふりをすることが朝鮮時代の士大夫女性の婦徳であったためにこうした形式が登場したという¹⁰。

朝鮮後期の王后が漢文を用いずに「諺文教書」を下した理由について、単純に王室女性の漢文知識が不足したためであるとみることもできようが、当時の王室女性の教育水準からするとこうした推定は妥当ではないと思われる。諺文教書と諺文行状を書いている仁穆王后についても、手紙や述懐文を国漢文混用で記している。特に述懐文は、漢文にハングルの送り仮名をつけた水準である。純祖の娘である明溫公主の漢詩創作の例や、明成皇后が残した漢文書芸作品などの例をみても、朝鮮後期における王室女性の漢文学的素養は、個人によって差はあったろうが相当な水準であったと推定される。しかし、王室の「女性」であるために、「教書」のような公的な文章であっても、あるいは公式的な文章であるためになおさら、漢文の代わりにハングルを使用したのではないだろうか。

2) 行状

朝鮮王朝実録で王の行状を修撰する際に、王妃の書いた諺文行状を参考にした記録が見いだせる。最初の事例は、16世紀に仁宗妃・仁聖王后が仁宗の平素の性分や言行について諺文で記録し、これを仁宗行状で参考としたものである。こうした事例は朝鮮後期にもみられる。

<大妃の諺文行状記事>

- A.慈殿以諺書、撰下永昌大君行狀。上命該曹、議定謚號。（仁祖實錄1年10月29日）
- B.院相請對啓曰「大行大王行錄、自王大妃殿以諺書書下矣。大提學金萬基・右承旨金錫胄皆文人也。臣等與此二人、同議翻出何如」。上曰「可」。（肅宗實錄即位年9月8日）
- C.孝裕獻聖王大妃諺教「先王、以丁亥七月十八日申時、誕降于昌慶宮之景春殿。丙戌十月、夢見翼宗大王、以雕玉之樹、盛于匣而賜予、實誕降之兆也。自襁褓孩提、天質夙就非凡、百日前能立、而且與之手、啖盤、先執筆墨與冊。才氣英發、數歲能通千字百餘字、父王見之、意其常目而慣熟、展示『小學』、發問之前、輒手指所知之字曰、某字在此、父王喜其聰明而甚愛之曰「好學、其將勝予乎」。四歲、見屏畫人物、勿令壓之曰「恐畫中兒有疼」。天性之慈仁如此。」（憲宗實錄付録）

¹⁰ イジョンモク（2007:196）は、朝鮮初期のハングルの伝教は口語に近かったが、これを漢文に翻訳して伝承するのが慣例となってハングルが女性の公的な文字としての機能を果たすようになった朝鮮後期には、むしろ漢文からなる伝教をハングルで表記するようになったと説明している。

C'. 丁亥七月辛酉、生王于昌慶宮之景春殿。先是、薨翼宗、以雕玉樹匣而授之、已而有身、誕彌之辰、有鶴一群、翔于殿上盤旋、久之乃去、宮中人異之。王、龍睛犀角、日表秀朗、覃諝之音、若發金石、未百日而能起立。數歲通周興嗣『千字文』百餘字、翼宗、意其目習也、試之他書、輒指其宿所知曰「是某字」、翼宗、大奇之曰「好學其將勝予乎」。嘗所御屏畫人物、戒人勿令壓之曰「畫中兒疼矣」。其聰明仁愛特達之著於天賦者、已如此。(憲宗大王行状)

Aは、17世紀に仁祖反正の後、仁穆王后が息子である永昌大君の諺文行状を自ら書いたという記事である。Bは、肅宗代に王大妃・明聖王后が先王である顯宗の行録を諺書で作成したという記録である。そして、Cは、19世紀の憲宗の死後、憲宗の母である神貞王后が先王について下した諺教であり、生まれたときの状況から生まれながらの聰明さ、温和で孝行な性格、平時の誠実で謙虚な態度などを詳細に述べた行録である。ところで、この諺教を憲宗の公式行状であるC' と比較すると同じ部分がみられ、行状を編纂する際に大妃の諺教を参考にしたことが分かる。

王后がハングルで書いた行状の原文は確認できないが、漢文に翻訳されたCの神貞王后的諺教を通して分かるように「誕生一幼いころからの優れた資質と性品一賞賛に値する言行（孝行・謙虚・質素など）一哀悼」という一般的な行状の形式にそのまま従っていることが分かる。「行状」は、文章の特性上、死者に対する賛辞と称賛、それと関連する逸話が主に記されるものであるが、母が息子の死を受けて書いたハングル行状は、臣下が書いた漢文の行状に比べてずっと個人的で具体的な逸話、深い悲しみと苦痛が描写されていると思われる¹¹。

また、比較的最近発見された18世紀の資料で、亡くなった実の両親について肅宗の繼妃・仁元王后が記した行状である「선군유소」と「선비유소」が紹介された（チョンハヨン2006）。これらの資料は、その目的や内容が一般的な行状とは異なっており、「回顧録」に近いものとみて5章で扱いたい。

4. 王室女性の文字生活の普遍性と特殊性：ハングルの手紙

王室という特殊性のために、垂簾聽政などを通して女性も政治的に参加しうる場合もあった。しかし、こうした例外的な状況を除くと、おおよそ王室女性の生活は王室家族や実家の家族という私的な領域に留まり、文字生活も主にこの私的領域の中で行われた。そして、こうした私的領域の文字生活で最も大きな比重を占めたのが、ハングルの手紙であった。

朝鮮時代のハングルの手紙は、絶対的に女性と関連するものであった。非常に珍しいいくつかの例外を除くと、ハングルの手紙は受信者か発信者のうちどちらか片方もしくは両者ともが女性であり、その内容はおおよそ家族間での安否を問うたり日常の

¹¹ このほかにも朝鮮王朝実録には、英祖の繼妃である貞純王后と惠慶宮が書いた正祖の行録と純元王后が記した純祖の行録、哲宗妃の明純王后が書いた哲宗の行録が載せられている。これらも本来はハングルで書いたものを漢文に翻訳したと推定されるが、A～Cのように「諺文」や「諺書」で書いたという記事は特に見られない。

ことについて伝えて家庭内のことについて相談するものであった。現在伝わっている王室のハングルの手紙もやはり、王や王妃が降嫁した公主に、あるいは王妃が実家の家族に送ったものが多く¹²、その内容も士大夫家の場合と同様に安否を尋ねあったり日常の消息を伝えるものが大部分である。

しかし、先に言及したように、王室の女性は彼女らが置かれた状況の特殊性によって、一般の士大夫女性とは異なり政治的な問題に直・間接的に関連する場合が多かった。特に王室の儀礼や王の身辺と関連する問題は、国家の問題であると同時に王室家族の問題であったために積極的に関与せざるをえなかった。したがって、彼女らの手紙には、しばしば王室の問題と朝廷の問題が登場する。特に、王妃の親族が朝廷内で権力をもっている場合には、問題を議論するために頻繁に手紙を利用した。さらに、一般の士大夫女性の場合は、親族でない男性と手紙をやり取りすることは極めて異例なことであり禁忌とされていたが、王室女性、特に大妃の場合は、「公務のため」に朝廷の大臣に私的に手紙を書くこともあった。17世紀に明聖王后が宋時烈に送った手紙、18世紀に惠慶宮洪氏が蔡濟恭に送った手紙、19世紀に純元王后が沈承沢に送った手紙がこうした例であるが、これらはいずれも朝廷のことをよく補佐してくれるなどを願う内容が記されている。最近、正祖が政治的に対立する立場であった沈煥之に送った多数の手紙が公開され、手紙を通じて政治的な交渉と意見交換がなされていた事実が明らかになっている¹³。このような脈絡で、大妃も朝廷の大臣に手紙を送って直・間接的に政治的影響力を及ぼしていたのである。

17世紀から19世紀まで王室女性の手紙を時代別に分けて、安否や健康など日常的な内容をもつものと政治的、儀礼的事件と関連するものと分けて整理すると次のようになる。

17世紀王室のハングルの手紙は、仁穆大妃の手紙2通と「淑明宸翰帖」と「淑徽宸翰帖」の手紙がある。仁穆大妃が宣祖の後宮である静嬪に送った手紙は、仁祖反正の直後に互いの安否を尋ねる一方、10年あまり西宮に幽閉され、永昌大君と父、兄弟が殺されたことに対する恨みを吐露している¹⁴。甥の金天錫に送ったものは、単純な安否の手紙である。

「淑明宸翰帖」と「淑徽宸翰帖」は、孝宗の娘である淑明公主と淑徽公主が降嫁後に王室の家族からもらった手紙を集めたものである。発信者は父の孝宗、母の仁宣王后、

¹² 王室から私家に送った手紙は、原則的には読んだ後に返事とともに送り返すか廃棄して残らないようにしなければならなかった。それにも拘わらず多数が伝わっているのは、おそらく「御筆」を保管しようとする欲求のためであったと推定される。現在伝わる王室のハングルの手紙のうち、男性が男性に送ったものは、孝明世子が義兄である鄭齊賢に送ったものが残っている程度である。受信者が義兄であるとはいえ、姉である明溫公主にもみせるという目的があったためにハングルで書いたと思われる。一方、朝鮮王朝実録の文宗1年(1451)11月17日の記事には、讓寧大君が甥である文宗に諺文の手紙を書いたという記録がみられる(ペクドウヒヨン 2001:197)。

¹³ 正祖が沈煥之に送った手紙と翻訳は、『正祖御札牒』(チンジェギョ・アンデフェ・イサンハ・キムムンシク 2009) 参照。

¹⁴ この手紙には「인빈애 호오신 글월」という貞明公主の説明が書かれているが、キムイルグン(1991)は受信者を静嬪と訂正した。

祖母の莊烈王后、兄の顯宗、兄嫁の顯宗妃・明聖王后、甥である肅宗とその妃の仁顯王后など多様である。もっとも大きな比重を占めるのは、やはり母である仁宣王后が書いた手紙であり、淑明公主に送った手紙が53通、淑徽公主に送った手紙が16通である。おそらくこれらは、実際にやりとりした手紙のごく一部にすぎないと思われる¹⁵。王室の手紙とはいえ、その内容はおおよそ日常の安否を伝えたり健康を気遣ったり、会いたいという気持ちを伝えるなど一般の士大夫の手紙と大きな違いはない。特に、仁宣王后の手紙をみると、淑明公主と淑徽公主はもちろん、彼女らの子供たちも宮殿にしばしばやってきたものとみられ、孫である「가상、원상、닌상、효희」に対する愛情と、彼らが宮殿にやって来た時のこと、孫たちの天真爛漫な行動をみて幸せになったことなど、平凡な外祖母の姿が垣間見られる。

一方、この時期のハングルの手紙のうち特異な事例として、肅宗 6 年（1680）に肅宗の母である明聖王后が宋時烈に送った手紙がある。その内容をみると、6・7 年ぶりに筵席（訳者注：朝廷での諮詢の場）に参加した宋時烈に再び去ることなくソウルに留まって主上の力になることを願っている。

선묘 혜우호시던 원노대신으로 늑칠 년을 먼니 가 간관 만수지여의 다시 드 러오셔 연석의 드르시니 그 비감호오물 어이 다 니르리잇가 듯즈오니 수이 도라가려 혼신다 혼오니 쥬상도 근절호여 머므로시과더 혼시거니와 즉금 편 변이 공극호고 국개 위의호고 민성이 원과 만수온더 낙된 상스조차 나시니 쥬상도 쪘으신 사름이 만기를 당하야 근로호는 양이 민망호오니 이째 경 又 퉁 유종 둥망으로 누뇨 은혜를 넘어 겨시니 엇디 썰티고 가시리잇가 셔울 집 이 겨을이 서어호옵거니와 브더 성너의 드러와 머므로쇼서 미망인이 료가의 참예호는 일이 업스오더 넝부식 지금 드러오디 아니호시니 쥬상이 기드리디 못하야 혼시매 김석연 혼야 던유호라 혼느이다

この手紙は、漢文に翻訳されて実録に全文が載せられている¹⁶。一般の士大夫家と同様に王室でもハングルの手紙は「親族」内の意思疎通手段であり、その範囲を外れるのは異例なことであったが、時にはこのように大妃が朝廷の元老大臣に依頼するためにハングルの手紙を書くことのあったことが分かる。

これと似た事例で、18世紀の惠慶宮洪氏の手紙も伝わる。18世紀の王室の手紙は他の時期に比べて少ないが、特に王室女性の手紙としては惠慶宮洪氏が和順翁主に送

¹⁵ 孝宗と仁宣王后の間には、淑明公主と淑徽公主の外に淑安・淑靜・淑敬公主という計 5 人の公主がいたため、実際には仁宣王后は娘たちとずっと多くの手紙をやり取りしていただろう。

¹⁶ 王大妃以諺書、下教于領中樞府事宋時烈曰「卿以先朝禮遇之元老大臣、六七年遠竄、間關萬死之餘、復爲入來、出入筵席、其爲悲感、何可盡諭。聞、卿近當還歸、主上亦纔勸勉、必欲留之。而卽今天變孔極、國家危疑、民多怨氣、內殿喪事、又出此際。主上以年少之人、獨當萬機、勤勞之狀誠爲悶慮。此時如卿之以儒宗重望、受恩累朝者、豈可決去乎。京第當冬、雖甚齷齪、必須入來城内也。未亡人於朝家事、無所干預、而卿至今不爲入來、主上不任企待、故使金錫衍傳諭耳。」蓋錫衍、王大妃弟也、方爲禮賓寺正。錫衍既傳慈教、時烈惶恐入城。（『肅宗実録』6 年 12 月 23 日）

った手紙と蔡濟恭に送った手紙などが伝わるのみである¹⁷。惠慶宮が蔡濟恭に送った手紙は、正祖の健康を心配してお出ましになることを引き留めてほしいという内容であり、先に検討した明聖王后の手紙と同様に親族ではない朝廷の元老大臣にお願いや依頼をする手紙であるという点で特異である。

19世紀の王室女性の手紙は比較的多く残っているが、純祖妃・純元王后的手紙と純祖の娘である明溫公主の手紙、神貞王后と哲仁王后的手紙、明成皇后の手紙、純明皇后の手紙などが伝わる。このなかでも特に純元王后と明成皇后の手紙は、分量が多いだけでなく内容も単純な安否を伝えるもののほかに当時の朝廷の問題や王室の問題に言及したものが多く興味深い資料である。

純元王后的手紙は、はとこの金興根や甥など実家の家族と娘婿、清北御使・沈承沢に送ったものが確認される。実家の家族や娘婿に送った手紙は、家族の安否や健康を尋ね、甥の婚姻や科挙及第、兄弟の昇進や還暦、そして病や葬儀など家庭の大小のことについて祝ったり慰めを伝えるなど個人的、日常的な内容も多い。

しかし、はとこである金興根に送った手紙には、王室の儀礼であるとか朝廷内で議論になっている政治的な問題についての悩みを打ち明けて意見を求めたり処理方法を議論する内容が多く、これらの手紙を通して実録に記録された事件の裏面や周辺状況を窺いうる。これはほかの手紙ではまったくみられなかった特徴であるが、純元王后が二度にわたって垂簾聴政しただけでなく、金興根を含む自らの実家の家族が権力の中心にいたために可能であったのである。金興根に送った手紙のなかには、1846年の綏陵（訳者注：純祖の子である孝明世子（文祖）とその妃の陵墓）と仁陵（訳者注：純祖の陵墓）、徽慶園（訳者注：正祖の側室で純祖の母である綏嬪朴氏の墓）を移すように決定したこと、綏陵を遷す際に憲宗が直接埋葬地まで行くことを引き留めるように臣下に指示したこと、憲宗死去後に哲宗を擁立するとともに不安な心情と哲宗の人品に対する評価、哲宗妃選びに関する個人的な見解、洪麟漢の復権に関する依頼、憲宗の三年喪を終えて附廟（訳者注：三年喪の後に位牌を祠堂に移すこと）した後に真宗（訳者注：英祖の王世子。10歳で夭折した）を祧遷（訳者注：宗廟の本殿内の位牌を永寧殿に移すこと）する問題をめぐる朝廷内の議論に対する質問と、この問題で弾劾を受けた領議政・權敦仁に対する処分、哲宗が大院君宮および毓祥宮と宣禧宮に起居する問題に対する質問など、王室と朝廷の多様な問題に言及されている。このように純元王后は、金興根に送った手紙で個人的なことだけでなく朝廷および王室の大小の問題を論じている。これは、外戚である安東金氏が大妃とともにいわゆる「勢道政治」を具現している姿の一断面を示している¹⁸。

¹⁷ 惠慶宮が和順翁主に送った手紙は、単純な安否を尋ねる手紙である。その写真が書芸博物館の朝鮮王室手紙図録に収録されている（この資料についてご教示してくださったチョンビヨンソル教授に感謝する）。そのほか、王室の手紙としては、正祖が母方のおばに送った手紙1通、外家である洪參判宅に送った手紙3通、姪である「민집」に送った手紙4通が現在確認されている。18世紀、すなわち肅宗代後半から正祖代に至るこの時期に、王室家族間でハングルの手紙をやり取りしなかったはずはないが、17世紀や19世紀のように降嫁した公主の嫁ぎ先や王妃の実家に定期的に往来した王室の手紙を保管して伝えた資料はあまりみられない。

¹⁸ 一方、実録記事に登場する純元王后的ハングル教旨はわずか3回で、頻繁にハングル教旨を下

また、純元王后が清北御使・沈承沢に送った手紙は、さきに明聖王后が宋時烈に、惠慶宮が蔡濟恭に送った手紙と同様に、大妃が朝廷の大臣に依頼するために書いたものである。純元王后の場合は、この当時、垂簾聽政をしていたためにより直接的に御使の職分を遂行することを依頼している。

19世紀の王室女性のなかでもっとも積極的に政治に関与した人物は、おそらく高宗妃・明成皇后であろう。現在知られている明成皇后のハングルの手紙は、大部分が実家の家族に送ったものであり、閔応植とその息子の閔丙承に送った手紙10通¹⁹、実家の甥である閔泳韶に送った手紙が134通、伯母に送った手紙²⁰などが伝わっている。このうちもっとも大きな比重を占める閔泳韶に送った手紙の内容をみると、単純な安否や健康についての挨拶をやりとりするものが多いが、これとともに朝廷の政治的状況、特に人事問題に直接関与した状況を示す内容もしばしば登場している。「안준옥 이는 제천으로 옴기고 냉동기는 못 옴겨다 네 형은 은진으로 ھ야다 변ਕ치 아니나 아직 갓다 차ਕ 옴게 ھ는 거시 조키 그리 ھ고」（53番）、「안준옥이는 이천보니 여다」（54番）などは、皇后が直接人事問題に関与して、その結果を知らせる内容である。また、「글시 보고 گ별한 말은 보았스나 아직 날지도 모르고 불서 집스람 누가 말 ھ양기 허락 ھ양스니 못되거 성명 도로 보닌다」（107番）や「이 문서는 아모리 ھ야도 물념 ھ야 못 밧게시니 조토록 말 ھ고 보니여라」（108番）のような手紙は、外部から人事やその他さまざまなことと関連する請託の手紙や文書が頻繁に皇后に伝えられていた事実を意味する。

オガソク（2007）は、19世紀末の純宗妃・純明皇后が金商惠に送った手紙10通を紹介している。これらの手紙は、王室女性が親族ではない男性に送った点でも、政治的、公的な内容はほとんどなく大部分が安否を伝える内容という点でも、これまでみられなかった非常に特異な資料である。金商惠は世子侍講院弼善を担っていたため、この時から純明皇后と知り合うようになったものと思われる。純明皇后の手紙の内容は、おおよそ金商惠が洪州へと下ることとなって残念だという心情を伝えたり、流配地の生活を心配し皇室の近況を伝えるなどおおよそ親族の男性兄弟に送った手紙と似た私的な内容となっている²¹。

一方、王室のハングルの手紙には、当時の王室女性の文学生活と関連するさまざまな事実がみられる。純祖の娘である明溫公主が兄である孝明世子とやりとりした手紙は、朝鮮後期の士大夫女性の漢詩能力と関連して興味深い例である。明溫公主が孝明世子に送った手紙は、自分で作った漢詩と解釈を送って意見を求める内容であり、これに対する返信で孝明世子は明溫公主の漢詩を直すとともに、自らも漢詩を作ってそ

した貞純王后とは対照的である。これは、純元王后が垂簾聽政をしながらも、みずから強い権力意志をもってはいなかったためと解釈できるかもしれない。あるいは、教旨を下さなくても、それに先立って実家との私的な議論を通じて朝廷内のことの処理できたためであるとも解釈できる。

¹⁹ これらの手紙は、チョンビヨンウク「明成皇后閔妃親筆密書」（『文学思想』1974年10月号）で紹介されているが、原本は公開されておらず釈文と注釈のみ載せられている。

²⁰ イギデ（2007）に原本の写真とともに釈文、現代語訳が載せられているのを参照できる。

²¹ これらの手紙は、現在、蔵書閣に所蔵されている。この資料と論文についてご教示くださったパクプジャ教授に感謝する。

の解釈とともに送っている。

A. 낫것 잡으시고 안녕이 디내오시옵느니잇가 이 글은 쇼인이 지어스오니
감흐오시고 엇더흐온그 보아 주오심 바라옵느이다

구츄샹야당	구츄 서리 밤이 기러시니
독터등화경	흘노 등잔꽃 가배야음을 대흐엿도다
격두요상향	저두흐야 먼니 행을 싱각하고
격창청아성	창을 격흐야 기러기 우는 소래를 드렁더라

B. 글시 보고 든든흐며 이 글 오절 지엇기 두어 귀 곳쳐 보너니 보아라 쟁두
요상향은 날을 싱각흐미인가 그윽기 감스흐노라

산창낙목향	뫼창의 나모 떠려지는 쇼래예
괴첩신인슈	몇섭이나 시흐는 사름의 근심인고
슈월몽변고	파려흔 달이 쁨가의 외로와시니
잔등위수유	쇠잔흔 등잔은 눌을 위하여 머므럿는고

이 글이 쓰 녀사를 싱각흐미로다

この資料で特異なのは、新たに創作した漢詩を漢字で書かずにハングルでその音だけを書いているという事実である。2章で18世紀に仁元王后が書いたものと推定される「尋ア눅장」と「노옹조탄즉금도」を通して漢詩を鑑賞する際に漢字で表記された原文なしにハングル音訳とその翻訳だけを対象とした例をみたが、鑑賞でなく「漢詩創作」を伝える際に漢字ではなくハングルで表記したという点は非常に特異な現象であるといえる。これについてイジョンモク（2007）は、朝鮮後期にハングルが士大夫女性の公式の文字と位置づけられるとともに、女性の場合は漢詩もハングルで書くことが優先されるようになったと説明している。

また、王室女性の手紙には、王室女性がハングル小説を楽しんだ姿の一面がみられることがある。朝鮮後期の士大夫男性が、女工（訳者注：機織り）をしなくなり婦徳を曇らせるといってハングル小説を強く批判したのは、逆説的に士大夫女性がそれだけ小説を読むことに没頭したことを意味しよう²²。王室女性もこうしたハングル小説の流行を避けることはできなかったことは自明であり、膨大な分量の樂善齋（訳者注：昌慶宮のなかに建てられた建物）に所蔵された小説がこれを証明する。一般の士大夫女性と比べて「女工」といえるほどの仕事をする機会や必要がなかったとともに、より強力に活動の制約を受けた王室女性にとって、小説を読むことは無聊をなぐさめうる有用な手段であったと思われる。仁宣王后が淑明公主に送った手紙には、「녹의인연은 고

²²もちろん、士大夫男性といつてもハングル小説に批判的な目ばかりを向けていたわけではない。西浦・金万重が老母の無聊をなぐさめるために『九雲夢』を著したことからも分かるように、老年の士大夫女性が小説を読むことは比較的寛大に容認されたようであり、教訓的な内容のハングル小説は教化手段として認められていた（イジハ 2008）。そして、実際にハングル小説が上層女性の教化と教育、文化的教養、漢詩の享受のような漢文学的素養を育てるのに寄与したという事実は、イムヒョンテク（1988）、ソジョンミン（2006、2010）、イギョンハ（2010）などで指摘されている。

터 보내려 허니 깃거한노라」、「하黠니장군던 간다 감역 집의 벗긴 쳐츠자 드러울
제가져오나라」という一節があり、現在は伝わっていないハングル小説の題目とともに、王室に保管されているハングル小説が降嫁した公主を通じて宮外に持ち出されて書写された状況が確認できる。

5. 個人の経験と記録：回顧録

朝鮮後期に王室女性のハングル使用に新たに登場した類型として、回顧録が挙げられる²³。仁穆王后、惠慶宮洪氏のように曲折の多い悲劇的な生涯を送った王室女性は、自らの経験した悲劇や悲しみを文章で吐露している。また、先に3章2節で言及した仁元王後の実の両親に対する文章も、行状とみることもできるがその目的や内容を勘案すると回顧録とみるのが妥当であると考える。

仁穆大妃の述懐文は、キムイルグン（1961）で紹介された。仁穆王後の娘婿の一族に伝わる『穆陵宸翰』という書に、1619年に書いた述懐文（其二）と、1621年に書いた述懐文（其一）の二編が載せられている。述懐文（其二）は、古公亶父の息子たちが王位を弟に譲った逸話に言及しているが、話が中間で途切れてしまつて140字あまりの短い文章である。それに対して述懐文（其一）は完結した文章となっている。両親の恩は死んでもすべて返しきれないものであるが、自分のせいで父兄が死ぬことになってしまい、その罪と悲しみは極めて身に染みて三年喪もきちんとあげられないことがさらに悔しく恨めしく、不孝と深怨をなにをもって埋められないという無念の心情を吐露している。この述懐文は、ほかの王室女性の文章とは異なり国漢文混用で書かれているという点が特異である²⁴。

18世紀半ばに書かれたものと推定される仁元王後の「선군유스」と「선비유스」は、この世を去った実の両親の生前の言行を記録したという点では行状と類似している。だが、両親が亡くなった直後に一生の行跡を記録して称える行状と異なり、この文章は自分が王妃となって以降、実の両親が宮殿に入る際には極めて慎み深かった姿を記録して実家に伝えることで、両親の善良なる行跡を残すとともに、なによりも子孫を戒めることに主たる目的があったようである。したがって、これらの文章は、行状というよりは回顧録に属するものといえよう。「선군유스」と「선비유스」の内容をみると、亡くなった両親は宮殿に入ると常に謙遜して注意深い態度であったため宮人の称賛をうけ、娘である自分にも臣下として対して私的な情をみせることはなく、王の配慮や自分からの贈り物も常に遠慮したことなどが記されている。実家の両親の生涯全般や日常の嘉言・善行よりも、外戚として宮殿に出入りしながらも極めて言行を慎んだとい

²³ 一般的の士大夫女性のこれと類似した類型のハングルの文章として、日記類を挙げができる。19世紀の『意幽堂閑北遊覽日記』がその代表的な例である。17世紀の資料で『癸丑日記』と『山城日記』もそれぞれ王室と朝廷の話を扱ってはいるが、著者が明らかでないため本稿の議論には含めなかった。

²⁴ 述懐文（기일）は「生我者爲誰 鞠我者爲誰 皆所以爲父母也라 身在母腹에 渴할면 母血을
먹고 飢할면 母之肉을 먹다가 及生할 양 乳哺三年 곧 디나면 汗血이 거의 解로 헨다
한노니…」のように始まっている。

う点が主に強調されている。この文章が仁元王后末年に書かれたと推定されることを勘案すると、この文章を書いた目的は、実家の子孫が両親の徳を見本として外戚としての言行を慎んで注意するよう諭すためであったと思われる。

18世紀末から19世紀初めに著述された惠慶宮洪氏の「한중만록」は、分量からしても内容からしても朝鮮後期の王室女性の文章のなかで唯一無二の存在といえる。「한중만록」は多様な異本が伝わっていて原本の正確な姿は分かりにくいが、本来は惠慶宮がそれぞれ別の時期に異なる目的で書いた文章からなっている。キムヨンスク（1988:6-13）は、1795年に著した第1篇と、1801年の第2篇、1802年の第3篇、1805年の第4篇に分けた²⁵。しかし、チョンビヨンソル（2008B）はこれを修正して、1801年に著述されたとした部分が、内容からみても他の異本の編纂順序からみても実は1802年の叙述の後編とみなければならず、1992年に新たに発見された1806年に叙述された「병인추록」は1802年の著述の付録に該当するので、「한중만록」が全三部構成であるとした。チョンビヨンソル（2008B）は、三部のうち典型的な「回顧録」は1795年の著述に限られ、1805年の著述は思悼世子の「伝記」、1802年および1806年の著述は実家の嫌疑を解くための「政治弁論書」の性格をもつものとした。「한중만록」のジャンル的な特性については、今後さらに多くの議論が必要と思われる。ここではひとまず「한중만록」の著述時期、著述目的と内容に分けて整理すると次の通りである。

第1編（1795年）：正祖の生前、惠慶宮の還暦をむかえて華城行宮で盛大な祝宴を開いた後、実家の甥である守栄の要請によって自らが生涯で経験したことを書いた文章である。自らの誕生から幼いこと、世子嬪として選ばれて宮中に入ったこととその後の宮中でのこと、思悼世子の死とその後のさまざまなこと、華城行宮で開かれた自らの還暦祝宴のことと実家の家族に対する話などを叙述する。

第2篇（1802、1806年）：正祖の死後、若い純祖の代わりに垂簾聽政することとなった英祖の繼妃・貞純王后およびその一派によって自らの家族が逆族と攻撃を受けて弟の洪樂仁が殺された状況で、実家が陥れられた内幕と汚名に対する悔しく無念の心情を吐露する。また、正祖が生前きわめて孝行であったことと家族に対する無実の罪を晴らす約束をしたという点を明らかにして、後日、孫である純祖が親政をすることになればその無念を晴らしてくれることを望むと述べている。「병인류록」（1806年）では、金龜柱一派が惠慶宮洪氏の実家を陥れた内幕について叙述して、「-告」のような表現（訳者注：人を卑しめている語。奴。野郎）がしばしば登場するなど他の部分ではありませんみられない感情を顕わにする様子が窺われる。

第3篇（1805年）：貞純王后的死後、純祖が壬午禍変（訳者注：1762年に英祖が思悼世子を廐して餓死させた事件）の真実を知ろうとするのでその内幕を明らかにした文章である。思悼世子の精神的問題による事件、英祖との

²⁵ キムヨンスク（1988）には1806年に著述した「병인류록（丙寅追錄）」が含まれていないが、これは「병인류록」が1992年に新たに知られた異本である豊山洪氏家門所蔵本『읍혈록（泣血錄）』にしか含まれていないためである。

葛藤、死に至るまでの過程などを述べ、自らの実家が思悼世子を死に追いやった黒幕であるという議論はまったく無念な濡れ衣であることを強く主張する²⁶。

先に検討した諺文教書や行状、手紙は朝鮮前期から存在した類型の文章であるのに對して、仁穆王后の述懷文や惠慶宮洪氏の「한중만록」のような回顧録などは、朝鮮後期に新たに登場した類型の文章である。諺文教書や行状のような文章は、「王室」という特殊な環境で可能な文章であった。手紙が当時、士大夫階層すでに普遍化していく中、朝鮮後期には平民階層にまで拡大している文章であったとすると、回顧録の文章は「王室」内でも特別な経験をした個人が主体となるという点で独特の存在であった（ただ、仁元王后的文章と似たものは、士大夫女性の文章にもみられる）。回顧録の登場は、朝鮮後期の士大夫女性が主体となった日記や閨房歌辭（訳者注：朝鮮時代に士大夫階層の婦女子に流行した文学の一種。内房歌辭とも）などとともに文章の地平をさらに広げたものであるという点で大きな意義があるといえる²⁷。

6. 結論

17世紀以降の朝鮮後期にハングルの使用が社会全般に拡散して普遍化したという事実は、疑問の余地がない。しかし、朝鮮前期には漢文の使用が絶対多数であったものが、朝鮮後期にはハングルの使用の比重が大きくなつたと単純化して述べることは難しいだろう。朝鮮後期の文字生活の実際は、ずっと複雑な様相をみせていると思われる。朝鮮後期に「士大夫、男性」に代表される社会の支配層は、依然として漢字と漢文で文字生活を営むことに固執していた²⁸。しかし、幼年期の学習や親族女性との交流、時調などの文学創作などのためにハングルが使用され、その領域はハングル小説、ハングル燕行録の著述などへと次第に拡大した。一方、一般的な拡散とはいがたいものの、朝鮮後期には漢字と漢文に代表される支配層の知識が、「士大夫女性」や「平民階層」に拡散する事例もままみられる。前者がより普遍的な変化とすれば、後者は非常に例外的でわずかではあるが、明らかに意味のある変化といえる。

朝鮮後期のハングル使用の拡大と普遍化を研究するためには、漢字・漢文との競争と共存関係を考慮せざるを得ないだろう。ただ、「王室女性」の場合は、彼女らが一定水準の漢文教育を受けたことは明らかであるにもかかわらず、（仁穆王后的文章の

²⁶ 既存の総合本『한중록』は、全6巻から構成されている。これと比較してみると、総合本は第1巻と4巻が第1編（1795年著述）、第6巻と第5巻、そして総合本にはない「병인록」が第2篇（1802、1806年）、第2巻と第3巻が第3篇（1805年著述）に該当する。

²⁷ 王室女性は、家族の死や家門の没落のような悲劇的な事件を経験すると、これを記録して感情を吐露する手段が必要だっただろう。士大夫女性の場合は、日常の経験や大きな事件を日記に残したり閨房歌辭のような文学的な形式で表現したが、王室女性の場合は自由で私的な記録、「回顧録」の形式で表現したという点で違いがある。

²⁸ 朝鮮後期の代表的な学者である燕巖・朴趾源は、ハングルをまったく知らず、そのために妻と生前にハングルの手紙でやり取りできなかつたことを悔いる文章を残している。

ようないくつかのわずかな例を除くと）漢字や漢文を使用した事例自体がほとんどみられない。朝鮮後期に漢文著作を残した士大夫女性の事例のようなものが、王室女性の場合にはまったくみられない。これが単純な個人的な能力の問題であるのか、偶然の結果であるのか、あるいは「王室」というさらに厳格な環境が制約した結果であるのか、今後さらに検討しなければならない課題であろう。

【参考文献】

- カンヒョンギョン（1991）「女範編纂者考察」『韓国言語文学』29、韓国言語文学会、203～216
- キムムシク（2009）「朝鮮朝女性の文字生活とハングル手紙」『人文学論叢』14、慶星大人文科学研究所、1～25
- キムボンジヤ（2010）「朝鮮後期宮廟祭祀関連ハングル文献の文献的特徴」『国語史研究』10、国語史学会、133～172
- キムワンジン（2004）「庚子紀年大王大妃諺文伝教について」『文献と解釈』27号、文献と解釈社、68～78
- キムイルグン（1998）『(増補) 諺簡の研究』建国大学校出版部
(1961)「仁穆大妃述懷文の紹介といくつかの問題」『国語国文学』23、国語国文学会、123～126
- ペクドウヒヨン（2001）「朝鮮時代のハングル普及と実用に関する研究」『震壇学報』、震壇学会、193～218
(2004)「朝鮮時代女性の文字生活研究—朝鮮王朝実録およびハングル筆写本を中心とする」『震壇学報』97、震壇学会、139～187
(2005)「朝鮮時代女性の文字生活研究—ハングル手紙とハングル古文書を中心に」『語文論叢』42、韓国文学言語学会、39～85
(2006)「朝鮮時代女性の文字生活研究—ハングル飲食調理書と女性教育書を中心に」『語文論叢』45、韓国文学言語学会、261～321
- ソジョンミン（2010）「朝鮮後期ハングル大河小説のなかの女性の詩作様相とその疎通—「소현성록」、「유씨삼대록」、「명행정의록」を対象に」『女性文学研究』24、韓国女性文学学会、121～145
- ソクジュヨン（2010）「朝鮮時代ハングル文献の刊行経緯と配布様相研究」『韓民族語文学』57、韓民族語文学会、43～70
- アンデフェ（2006）「朝鮮後期二重言語テキストとそれに関する議論」『大東漢文学』24、大東漢文学会、203～232
- オガソク（2007）「藏書閣所蔵純明孝皇后関連ハングル簡札の内容と価値」『藏書閣』17、韓国学中央研究院
- ユンブンヒ（2004）「閨訓書『女範』研究」『女性文学研究』11号、韓国女性文学学会
- イギヨンハ（2003）「15～16世紀王後の国文作文に関する文献的考察」『韓国古典女性文学研究』7、韓国古典女性文学会、389～415
(2005)「17世紀上層女性の国文生活に関する文献的考察—女性対象伝状文、碑誌文を中心に」『韓国文学論叢』39集、韓国文学研究会、217～241
(2010)「中世の女性知性と文字の関係」『女性文学研究』24号、韓国女性 324・韓国文化 61、文学学会、31～55

- イギデ（2007）『明成皇后の手紙』、タウンセム
- イスンヒ（2008）「「純元王后ハングル手紙」の資料的性格に対する一考察」『韓国文化』44、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院（旧ソウル大学校韓国文化研究所）、31～47
- （2010A）「豊山洪氏家門所蔵『음혈록（泣血録）』の国語学的考察」『韓国語と文化』7、淑明女大 韓国語文化研究所、5～22
- （2010B）『純元王后的ハングル手紙』、ブルンヨクサ
- イジョンドク（2004）「17世紀王室諺簡の国語学的研究」、ソウル市立大学校博士学位論文
- イジョンモク（2007）「朝鮮時代女性と児童の漢詩享有と二重言語体系」『震壇学報』104、震壇学会、179～208
- イジハ（2008）「朝鮮後期女性の語文生活と古典小説」『古小説研究』26、韓国古小説学会、303～331
- イホグォン（2008）「朝鮮時代ハングル文献刊行の時期別傾向と特徴」『韓国語学』41、韓国語学会、83～114
- チョンビヨンソル（1999）「癸丑日記の作者の問題と歴史小説的性格」『古典文学研究』15、149～171
- （2008A）「朝鮮後期ハングル、出版盛行の媒体史的意味」『震壇学報』106、震壇学会、145～164
- （2008B）「한중록の新考察」『古典文学研究』34、172～198
- （2009）「朝鮮時代漢文とハングルの位相と性格に対する一考」『韓国文化』48、ソウル大学校 奎章閣韓国学研究院、3～20
- チョンハヨン（2006）「肅宗繼妃仁元王后的ハングル記録」『韓国文化研究』11、梨花女子大韓国文化研究院、277～317
- チンジェギョ・アンデフェ・イサンハ・キムムンシク（2009）『正祖御札牒』、成均館大出版部
- ホジエヨン（2006）「朝鮮時代女子教育書と文字生活」『ハングル』272、ハングル学会、197～219
- ホンスジョン（2006）「朝鮮中期ハングル使用様相に対する研究」、嶺南大教育大学院修士学位論文

原載：『韓国文化』61号、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、2013年。

訳者追記

本論文が刊行された2013年以降、この10年間に王室女性がハングルで書いた手紙が多く報告されている。本稿の著者であるイスンヒの整理（「王室女性のハングル手紙—資料の特徴と疎通様相」『韓国古典女性文学研究』47、2023年。なお、掲載号は「ハングル文献からみた王室と宮中女性の生と文化」を特集している）によると、2014年には貞純王后的手紙15点が紹介され、2019年には断片的にのみ公開されていた徳温

公主家資料の一部を国立ハングル博物館が入手し、純元王后・神貞王后らの手紙が整理、公開された。また、2021年には思悼世子と惠慶宮の娘婿である鄭在和家門が水原華城博物館に寄贈したハングルの手紙が公開され、惠慶宮のもの75通、清衍公主のもの7通など多くの資料が追加された。これによって、王室女性によるハングルの手紙は、17世紀初めの仁穆王后から20世紀初めの純明孝皇后に至るまで、14人の王妃と3人の公主による計576通が伝わるという。

翻訳：橋本繁